

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可（六件）（農村整備課）

保安施設地区の指定予定（造林課）

生産事業者の登録の失効（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良

事業（農村基盤総合整備事業上佐治（尾蔭）地区区画整理）を平成二年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）竹内地区農業用排水）を平成二年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）竹内地区農道整備）を平成二年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）竹内地区暗きよ排水）を平成二年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業林之峯地区農道整備）を平成二年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）猪小路地区暗きよ排水）を平成二年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十九号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安施設地区予定地の所在場所

- 1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡家町大字土師百井字坂口三五一の一、三五二の一、字谷口
通り甲三六〇、三六一

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結
んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線によって囲まれた区
域(次の図に示すとおりとする。)

二 指定の目的
八頭郡家町大字土師百井字坂口三五一の一、字谷口通り甲三六二
指定の目的

三 指定施業要件
土砂の流出の防備

四 指定の有効期間
指定施業要件は、定めない。
三年

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基
づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定
により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百七十五	国森幸雄	気高郡鹿野町大字河内九	穂の採取並びに 外幼苗及び苗木の育成	国森幸雄 苗畑	気高郡鹿野町大字河内

鳥取県告示第七百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年三月十四日 鳥取県指令受都計三一第一第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東富地田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈二五九一一

有限会社八千代産業

代表取締役 村川道夫

鳥取県告示第七百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成二年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
オーケストラ公演	平成二年十月二十七日	米子市公会堂

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展 覧 会 名	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	平成二年九月九日から 同月十八日まで	鳥取県立博物館
	平成二年九月二十四日 から同年十月三日まで	米子市美術館
	平成二年十一月七日か ら同月十一日まで 平成二年十一月十四日 から同月十八日まで	倉吉歴史民俗資料館

二 委任を受けた出納員

一の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

一の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

主 任 橋本節子

主 事 伊木秋雄

三 委任期間

一の1の事務

平成二年九月五日から同年十一月八日まで

一の2の事務

平成二年九月二日から同月五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成二年八月二十日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会室

三 議題 平成二年度青年リーダー研修会開催要領について